

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月（注）
 【主管課・室】 地球環境局地球温暖化対策課
 【評価責任者】 地球温暖化対策課長 清水 康弘

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書の6%削減約束を達成し、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。 ・ 米国や開発途上国を含む全ての国が参加する共通のルールが構築されるよう、最大限の努力を傾ける。
予算額	一般会計 10,382,739 千円 （平成16年度地球温暖化対策推進大綱関係予算（特別会計予算及び廃棄物リサイクル関係予算を除く）） 特別会計 12,500,000 千円

（注）平成17年 4月28日に閣議決定された京都議定書目標達成計画をふまえ、取りまとめた。

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減（京都議定書の削減約束）する。				
指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
温室効果ガスの総排出量	13億1 百万トン （CO2換算）	13億30 百万トン （CO2換算）	13億39 百万トン （CO2換算）		11億63 百万トン （CO2換算） （暫定値）
達成状況	温室効果ガスの排出量は、平成15(2003)年度で基準年比8.3%増加しており、我が国における京都議定書の6%削減約束と比較すると、基準年総排出量の約14.3%分の開きがある。 平成17年 4月28日に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、温室効果ガス排出削減対策に加え、温室効果ガス吸収源対策、京都メカニズムの活用により6%削減約束の達成を図ることとしている。				

下位目標1	2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の2%相当分削減する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
エネルギー起源二酸化炭素の排出量	11億39 百万トン (CO2換算)	11億76 百万トン (CO2換算)	11億88 百万トン (CO2換算)		10億24 百万トン (CO2換算)
達成状況	<p>平成15(2003)年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、11億88百万トンであり、これは基準年総排出量と比べて11.3%増加している。</p> <p>なお、京都議定書目標達成計画では、1990年度の水準から基準年総排出量比+0.6%の水準(約10億5,600万t-CO2)にすることを目標としている。</p>				

下位目標2	2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の0.5%相当分削減する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H20年度～ 24年度の平均
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量	1億29 百万トン (CO2換算)	1億26 百万トン (CO2換算)	1億25 百万トン (CO2換算)		1億33 百万トン (CO2換算)
達成状況	<p>平成15(2003)年度の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量は、1億25百万トン(CO2換算)であり、基準年総排出量と比べて1.1%減少している。現時点では目標数値を下回っている。</p> <p>なお、京都議定書目標達成計画では、非エネルギー起源二酸化炭素については、1990年度の水準から基準年総排出量比で0.3%の水準(7,000万t-CO2)にすることを目標としている。メタンについては、1990年度の水準から基準年総排出量比で0.4%の水準(約2,000万t-CO2)にすることを目標としている。一酸化二窒素については、1990年度の水準から基準年総排出量比で0.5%の水準(約3,400万t-CO2)にすることを目標としている。</p>				

下位目標3	2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を、1995年比で基準年総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。				
指 標	H13年	H14年	H15年	目標値	H20年～ 24年の平均
代替フロン 等3ガスの 排出量	32.9 百万トン (CO2換算)	28.0 百万トン (CO2換算)	25.8 百万トン (CO2換算)		74.5 百万トン (CO2換算)
達成状況	<p>平成15(2003)年の代替フロン等3ガスの排出量は、2,580万トン(CO2換算)であり、基準年総排出量と比べて1.9%減少している。現時点では目標数値を下回っている。</p> <p>なお、京都議定書目標達成計画では、1995年の水準から基準年総排出量比で+0.1%の水準(約5,100万t-CO2)にすることを目標としている。</p>				

下位目標4	2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する				
指 標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H17年度
センターの 設置数	13	22	36		47
達成状況	<p>各都道府県の平成17年 4月28日現在の都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、都道府県センター)設置数は36道府県となっており、また、指定予定があるとしている県は4、指定予定不明等としている都県は7となっている。なお、平成14年度の法改正により、NPO法人を指定対象に追加した。</p>				

下位目標5	2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。				
指 標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H17年度
推進員委嘱 者数	2,496	3,018	3,130		4,000
達成状況	平成16年10月1日現在で、地球温暖化防止活動推進員の登録者数は、3,130名である。				

下位目標6	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。				
-------	--	--	--	--	--

達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都メカニズム活用連絡会において、16年度には10件のCDM/JI事業について日本政府承認を行った。 ・ 経済産業省と共同で国別登録簿の整備を進め、登録簿の運用を開始した。 ・ CDM/JIの有望な案件を発掘するため、25件の実施可能性調査を実施した。 ・ CDM事業の認証機関の育成を図るため、5機関を対象に「CDM認証モデル事業」を実施した。 ・ 途上国等におけるCDM/JI受入体制を整備するため、CDM/JI途上国人材育成支援事業を実施したほか、本省及び(社)海外環境協力センターにおいて、ホームページ等を通じて事業者に対する情報提供を行った。
------	--

下位目標7	京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。
達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動枠組条約第10回締約国会議等において、京都議定書の早期発効や、地球規模の地球温暖化対策の必要性を主張した。 ・ 様々な機会を通じて米国に対して建設的な対応を働きかけるとともに、ロシアに対して議定書の批准を促した結果、平成16年11月18日にロシアは批准した。 ・ インターネット等を通じた途上国に対する温暖化関連情報の提供やアジア太平洋地域セミナー、日米気候変動問題セミナー等を開催した。

下位目標8	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である1,300万炭素トン（3.9%）を確保する。
達成状況	我が国の森林の吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量1,300万炭素トン（3.9%）を確保するため、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の良好手法指針に即し、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向け検討を行った。

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成17年2月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p>
----	--

この約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民の、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴をいかにしながら、有効に活用する必要がある。

【有効性】(達成された効果等)

2003年度における我が国の温室効果ガス排出量は1990年度比で8.3%上回っている。

特に、エネルギー起源二酸化炭素については、2003年度で基準年比13.4%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、一層の取組が求められる。一方、非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素、及び代替フロン等3ガスの排出抑制については順調に対策効果が現れている。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

平成16年度における、政府の地球温暖化対策関係予算は1兆2,585億円であり、このうち環境省の予算は1,547億円(うち、1,324億円は廃棄物リサイクル関係予算)である。環境省においては、石油特別会計を活用して、代エネ・省エネによる効果の高いエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。平成16年度には、温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業や競争的資金による地球温暖化対策技術開発事業、NGO等の取組を支援するモデル事業等、費用対効果の高い施策を推進した。

<目標に対する総合的な評価>

環境省においては、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計による予算を活用して、エネルギー起源二酸化炭素に関する対策を実施した。また、国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進のため、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定や地球温暖化防止活動推進員の委嘱を促進するとともに、各種普及啓発事業を展開した。さらに、廃棄物対策等の非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の排出抑制対策や代替フロン等3ガスの排出抑制対策、京都メカニズムの活用に向けた体制整備等、大綱に基づく対策・施策を総合的に推進している。

政府全体の地球温暖化対策については、中央環境審議会地球環境部会において、平成17年3月11日、「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」が取りまとめられた。答申では、現状対策のみでは削減量が不足すること、追加対策を講じることにより、我が国の6%削減約束の達成は可能である

	<p>ことが提言された。これら中央環境審議会を始めとする関係各審議会の答申を踏まえ、平成17年 4月28日、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画が閣議決定された。</p> <p>IPCCの良好手法指針に即し、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制確立に向け検討を行い、森林吸収量1,300万炭素トン（約3.9%）確保の目標達成に向け進展があった。</p>
今後の課題	<p>政府として、京都議定書目標達成計画に基づき、温室効果ガスの排出削減対策、森林吸収源対策を推進するとともに、国民運動の展開や公的機関の率先的取組等の横断的施策、技術開発等の基盤的施策を実施する必要がある。京都メカニズムについては、関係府省が協力して効率的に取組を進めるため、政府内及び政府関係機関の体制を整備し、クレジットの円滑な取得のための仕組みの在り方、関係府省の役割分担を速やかに検討する。</p> <p>IPCCの良好手法指針に即した我が国の吸収量の国内検証・報告体制の確立が必要。</p> <p>また、国際的には、地球温暖化対策の実効性の確保に向け、2012年までの第一約束期間の後も視野に入れ、全ての国が参加する共通ルールの構築を目指し、引き続き各国との政策対話を積極的に進めていく。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>中央環境審議会における地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの審議の結果を踏まえ、現行対策の実効性を高めると同時に、必要な追加対策を導入するため、京都議定書目標達成計画を策定した。今後は同計画を着実に推進する。</p>

特記事項

<p>地球温暖化対策推進大綱では、「代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF₆）の排出量については、第1約束期間において、1995年に対して基準年総排出量比プラス2%程度の影響に止めることを目標とする」とされているため、下位目標3について、1990年比から1995年比へと記載を改めたとともに、基準年総排出量比と記載した。</p>
--

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 - (1) 地球温暖化対策	
施策共通の主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
国民各界各層による更なる地球温暖化対策防止活動の推進 (下位目標1)	<p>地方公共団体による率先的な代エネ・省エネ技術の導入に対する支援を行った。</p> <p>建設廃木材からバイオエタノールを製造・販売する事業や、カーシェアリング事業といった新規の地球温暖化対策ビジネスの起業支援を行った。</p> <p>超低硫黄軽油を製造する製油所における省エネ化に対する支援を行った。</p> <p>基盤的な温暖化対策技術の開発を民間企業、公的研究機関等に委託して実施した。</p> <p>持続可能な簡素で質を重視する脱温暖化社会を構築するため、国民一人ひとりのライフスタイルを見直していく取組の一環として、「環のくらし応援団」の方々に、国民一人ひとりの自発的な取組を促し、応援するメッセージを発信していただいた。</p> <p>国民一人ひとりが地球温暖化防止に向けて自らのライフス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体率先対策補助事業対策技術率先導入事業 (1,020百万円) ・地球温暖化対策ビジネスモデルイノベーター(企業支援) 事業 (250百万円) ・超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等補助事業 (690百万円) ・地球温暖化対策技術開発事業 (競争的資金) (1,634百万円) ・「環のくらし」推進事業費 (580百万円) ・全国地球温暖化防止活動推進センターを通じた「環のくらし

<p>タイルの転換を図ることを目指した「環のくらし」を推進するため、ホームページによる情報提供、夏至の日を中心に午後8時から10時まで消灯を促すライトダウンキャンペーンを行った。また、消費者、有識者、企業から成る「環のくらしフォーラム」を開催し、温暖化対策型機器について一般家庭向けの説明用冊子を作成し、配付した。</p>	<p>し」普及啓発事業 (100百万円)</p>
<p>従来型の普及啓発の手法では行き届かなかった若年層を中心とする国民に対し、ラジオ、テレビ、雑誌社、新聞社、CD-ROM制作会社等と連動して、直接情報を届けることにより、地球温暖化問題について普及啓発を行った。</p>	<p>・地球温暖化防止に向けた効果的なマスコミ連動事業 (150百万円)</p>
<p>各種メディアを使用した普及啓発事業を実施する全国36の自治体に対して補助を行い、各地で地域の特色を生かした普及啓発を実施した。</p>	<p>・普及啓発事業 (150百万円)</p>
<p>都道府県温暖化防止活動推進センターにおいて各種イベント・セミナー等を開催し、各地域の特性を生かした普及啓発を行う事業に対し補助を行った。</p>	<p>・都道府県センター普及啓発・広報事業 (100百万円)</p>
<p>都道府県温暖化防止活動推進センターにおいて地球温暖化防止活動推進員等の人材育成支援事業を行った。</p>	<p>・地球温暖化防止活動推進員等への研修事業 (300百万円)</p>
<p>地域協議会が行う地球温暖化対策診断に対し地方公共団体</p>	<p>・地域協議会対策促進事業 ・地域協議会代エネ・省エネ診</p>

	<p>が行う補助事業と地方公共団体が地域協議会の事業として行う温暖化対策診断に対し補助を行った。</p> <p>地方公共団体が、代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能で環境学習や普及啓発の場として活用できるエコハウスを、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に補助を行った。</p>	<p>断事業</p> <p>(100百万円)</p> <p>・地方公共団体率先対策補助事業エコハウス整備事業 (200百万円)</p>
代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進 (下位目標3)	フロン回収破壊法に基づき、機器類を廃棄する際の冷媒フロンの回収・破壊を進めた。	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
都道府県地球温暖化防止活動推進センター設置の推進 (下位目標4)	センター普及啓発事業、推進員研修事業を実施した。 10件のCDM/JI事業について新たに政府承認するとともに、案件の発掘、認証機関の育成、情報提供等を実施した。	<p>・地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>・都道府県センター普及啓発・広報事業 (100百万円)</p> <p>・地球温暖化防止活動推進員等への研修事業 (300百万円)</p> <p>・温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費 (49百万円)</p> <p>・京都メカニズム運営等経費 (88百万円)</p> <p>・CDM/JI、排出量取引の実施に係る支援事業(1,350百万円)</p> <p>・財政投融资・地球温暖化対策事業</p>
京都メカニズムの利用 (下位目標6)		
温室効果ガス吸収源対策の推進 (下位目標8)	森林等の吸収源について、吸収源問題に関する検討会の運営、計上手法等の検討・分析調査、吸収量の国内検証・報告体制の検討等を通して、吸収源対策の方針を検討する。	・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査 (48百万円)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 1 - (1) 地球温暖化対策	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 温室効果ガスの総排出量	百万トン (CO2換算)	1,339 (H15年度)	1,163 (基準年総排出量 の6%相当削減) (平成20年度～ 24年度の平均値)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>毎年、気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。</p> <p>なお、排出量の数値は暫定的なものであり、今後算定方法の見直しに伴って変更される可能性がある。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>2003年度(平成15年度)の温室効果ガス排出量について(公開)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>究極的には大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることであるが、今回の目標は京都議定書の第1約束期間における削減約束に基づき設定した。</p>			

(施策名) - 1 - (1) 地球温暖化対策 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) エネルギー起源二酸化炭素の排出量	百万トン (CO2換算)	1,188 (H15年度)	1,024 (基準年総排出量 の2%相当削減) (平成20年度～ 24年度の平均値)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>毎年、気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。</p> <p>なお、排出量の数値は暫定的なものであり、今後算定方法の見直しに伴って変更される可能性がある。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>2003年度(平成15年度)の温室効果ガス排出量について(公開)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」、「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」に</p>		

目標値設定の根拠 地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日決定)による。	については切り分けが困難なため、便宜上、関連性の高い本事業へ統合した。
---	-------------------------------------

(施策名) - 1 - (1)地球温暖化対策 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量	百万トン (CO2換算)	125 (H15年度)	133 (基準年総排出量の0.5%相当分削減) (平成20年度～24年度の平均値)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>毎年、気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。</p> <p>なお、排出量の数値は暫定的なものであり、今後算定方法の見直しに伴って変更される可能性がある。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>2003年度(平成15年度)の温室効果ガス排出量について(公開)</p>	特記事項(外部要因の影響など)		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日決定)による。</p>			

(施策名) - 1 - (1)地球温暖化対策 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 代替フロン等3ガスの排出量	百万トン (CO2換算)	25.8 (H15年)	74.5 (基準年総排出量の2%相当分増加に抑制) (平成20年～24年の平均値)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>毎年、気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値。</p> <p>なお、排出量の数値は暫定的なものであり、今後算定方法の見直しに伴って変更される可能性がある。</p>			

<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>2003年度(平成15年度)の温室効果ガス排出量について(公開)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>
<p>目標値設定の根拠</p> <p>地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日決定)による。</p>	

(施策名) - 1 - (1) 地球温暖化対策 (下位目標4)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) センターの設置数	箇所	36 (H16年度)	47 (H17年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>都道府県地球温暖化防止活動推進センターとして設置された箇所。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する施策の実施状況等調査の結果による。</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>地域における地球温暖化対策の推進には、全都道府県への設置が必要なため。</p>			

(施策名) - 1 - (1) 地球温暖化対策 (下位目標5)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 推進員委嘱者数	人	3,130 (H17年度 4月1日現在)	4,000 (H17年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>地球温暖化防止活動推進員として委嘱された者の総数。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する施策の実施状況等調査の結果による。</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>地域における地球温暖化対策の推進には、推進員の委嘱が必要なため。</p>			

(施策名) - 1 - (1) 地球温暖化対策 (下位目標8)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 温室効果ガスの吸収量	万炭素 トン		1,300 (平成20年度～24 年度の平均)
指標の解説(指標の算定方法) 森林管理等による我が国の森林等の二酸化炭素吸収量。			
評価に用いた資料(インターネットの公開 ・非公開の別) 地球温暖化対策推進大綱(公開)	特記事項(外部要因の影響など) 国際的な吸収量の計上指針(グッド プラクティスガイダンス)を受けて、我が 国の吸収量の国内検証・報告体制を整 備しているところ。		
目標値設定の根拠 地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月1 9日決定)による。			